

陸前高田市立広田小学校

いじめ重大事態対応

ガイドライン（暫定版）

【目次】

1 「重大事態」とは	25
2 「重大事態」の判断について	26
(1) 「生命心身財産重大事態」に係る判断について	26
(2) 「不登校重大事態」に係る判断について	26
3 「重大事態」への対応について	28
(1) 重大事態対応フロー図	29
(2) 重大事態（疑い含む）の発生報告について	30
(3) 調査の主体及び組織について	30
(4) 調査について	31
(5) 調査結果等の説明について	32
(6) 調査結果の報告について	33
(7) 調査結果の公表について	33
(8) 再調査について	33
(9) 関係機関との連携について	34
(10) 自殺又は自殺が疑われる死亡事案への対応について	34
4 再発防止に向けた取組について	36
(1) 重大事態に至った状況の整理と再発防止策の検討	36
(2) 学校のいじめ防止についての取組確認といじめ防止基本方針の見直し	36
5 付録	
(1) いじめの重大事態（疑い含む）発生報告書【様式1】	37
(2) 【チェックシート1】いじめの重大事態への対応について	38
(3) 【チェックシート2】自殺又は自殺が疑われる死亡事案への対応について	40
(4) 基本調査報告書【様式2】	42
(5) 生命心身財産重大事態調査（詳細調査）報告書【様式3】	43
(6) 不登校重大事態調査報告書【様式4】	44
(7) いじめの重大事態の調査の関するガイドライン改訂の概要（文部科学省）	45

1 「重大事態」とは

「重大事態」は法、基本方針及びガイドラインにおいて、次のように定義されている。

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。【法第 28 条第 1 項第 1 号】（以下「生命心身財産重大事態」という。）
 - ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【法第 28 条第 1 項第 2 号】（以下「不登校重大事態」という。）
- ※被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。【基本方針 p 32, ガイドライン p 4】

法第 28 条第 1 項は、いじめに関する一定の事態を「重大事態」と定め、重大事態への対処と、当該重大事態と同種の事態の今後の発生を防止するためにすべきことを規定している。なお、各号における「～と認めるとき。」の主体は学校の設置者又はその設置する学校となる。また、「疑い」とは、「いじめの存在」か「いじめとの因果関係」について、疑いがあれば重大事態となる。

いじめの定義についても一度確認します。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（SNS やインターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【法第 2 条第 1 項】

【いじめの定義の 4 つのポイント】

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② A と B の間に一定の人的関係が存在すること
- ③ A が B に対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ B が心身の苦痛を感じていること

いじめの対応は、大きく以下の 2 つがポイントとなります。

- ・ 日常的な児童生徒の観察、定期的な面談・アンケートにより早期発見に努力
- ・ 学級担任等が抱え込まず、「学校いじめ対策組織」で迅速かつ的確に対応

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものであり、事案によっては、重大事態に至るおそれがあることを常に意識して対応に当たることが求められる。

2 「重大事態」の判断について

重大事態の判断について、以下の事項を徹底する。【重要】

- ・ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
 - ・ 被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。
- ※被害児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

(1) 「生命心身財産重大事態」に係る判断について

「生命心身財産重大事態」に該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、設置者に対し相談をし、慎重かつ丁寧に判断する必要である。

「心身に重大な被害が生じたこと」における心身への被害については、いじめを認知し、対応を行った後も、当該児童生徒の様子を継続的にきめ細かく観察するなど丁寧な対応を図ることが必要となる。

例えば、被害児童生徒が、いじめの事案で退学・転校した場合は、退学・転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当し、適切に対応することが求められる。

(2) 「不登校重大事態」に係る判断について

欠席の相当の期間とは、年間 30 日が目安となるが、「不登校重大事態」に該当するか否かの判断に当たっては、欠席期間が一定期間（30 日に到達する前から）、連続して欠席しているような場合においても、目安に関わらず設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、「生命心身財産重大事態」と同様に、「不登校重大事態」についても、該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、設置者に対し相談をし、慎重かつ丁寧に判断する必要がある。

理由としては、欠席の日数が 30 日になった時点で、重大事態であると判断し、対応を始めるとなると、調査委員会の設置等には時間がかかることから、対応が遅れることが危惧されるからである。

このため、一定期間連続で欠席しているような場合には、迅速に調査に着手することが必要となってくる。

これまで、いじめ（疑いを含む）により、重大事態と扱った事例があるが、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることも留意する。また、金品等の重大な被害について、学齢やその行為、回数などを総合的に考慮する。

通常、以下のこのような行為があれば、児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉える。

【重大事態に発展しそうな事例】

① 児童生徒が自殺を企図した場合

- ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

② 心身に重大な被害を負った場合

- ・リストカットなどの自傷行為を行った。 ・暴行を受け、骨折した。
- ・投げ飛ばされ脳震盪となった。 ・殴られて歯が折れた。
- ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
- ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

③ 金品等に重大な被害を被った場合

- ・複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- ・スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- ・欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

【不登校重大事態の例示】

⑤ いじめにより相当の期間欠席を余儀なくされた場合

- ・いじめを認知し、解消に向けて校内において組織的に取り組んでいる段階であるが、被害児童生徒の欠席が継続又は断続的に続いている。
- ・一定期間連続で欠席しており、学校ではいじめを認知していないが、児童生徒・保護者から「いじめがあり、学校に行きたくない」との申立てがあった。

3 「重大事態」への対応について

重大事態が発生した場合の報告等については、法等において以下の流れが示されている。

〔発生報告〕【法第 30 条第 1 項】

- ・重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長へ報告しなければならない。

〔調査〕【法第 28 条第 1 項】

- ・当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

〔情報提供〕【法第 28 条第 2 項】

- ・当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

〔調査結果報告〕【基本方針 p 39】【ガイドライン p 12】

- ・調査結果について、当該地方公共団体の長へ報告する。
- ・希望により被害児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を添付できる。

〔再調査〕【法第 30 条第 2 項】

- ・報告を受けた地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、調査を行うことができる。

〔再調査報告〕【法第 30 条第 3 項】

- ・地方公共団体の長が再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

重要

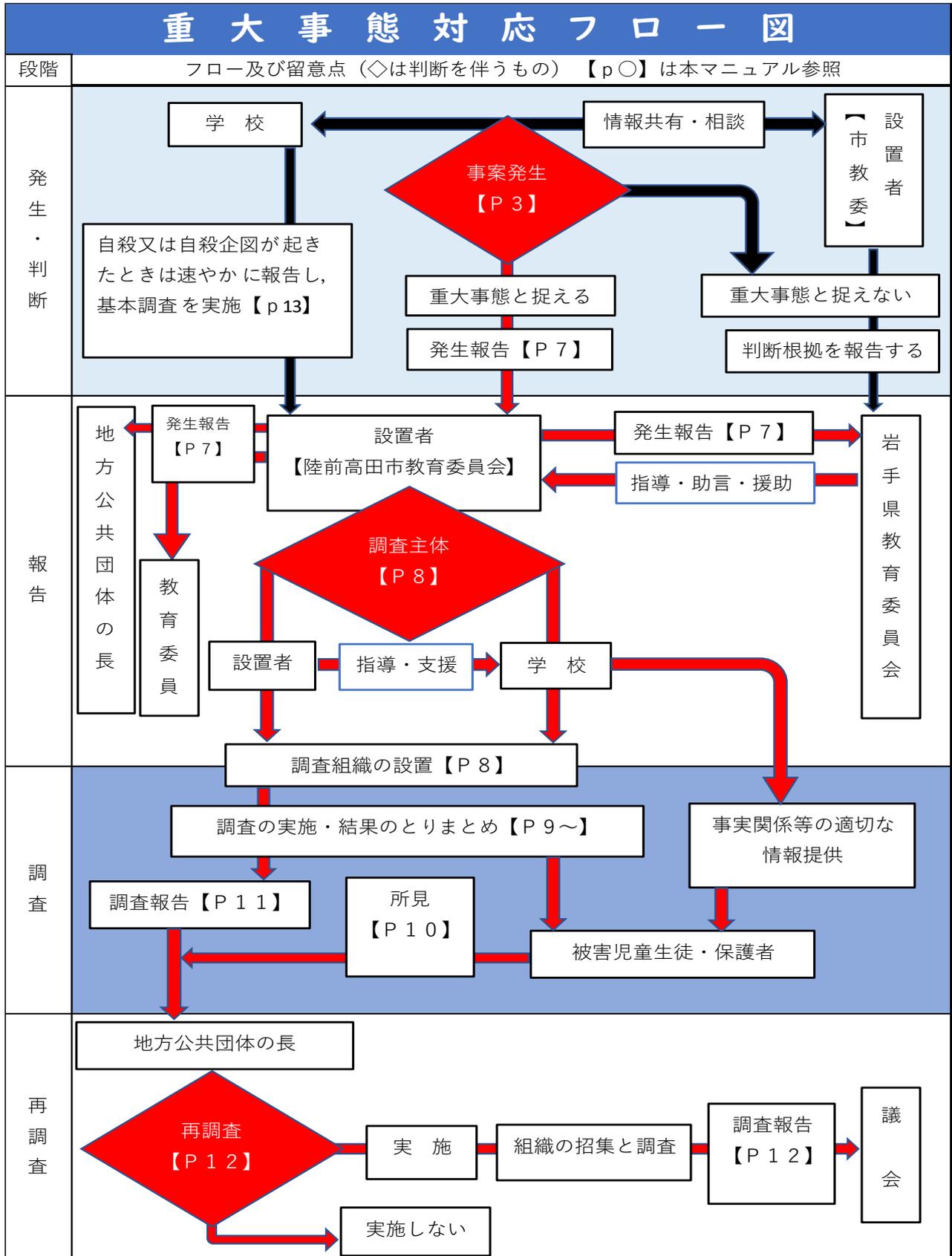
また、県教育委員会と市町村教育委員会の連携については、法では次のように定められている。

第 33 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

県教育委員会は、重大事態（疑いを含む）が発生した場合、市町村教育委員会から報告を受け、必要な指導、助言又は援助を行われる。

(1) 重大事態対応フロー図

重大事態が発生したときの対応の流れについて、次のように進める。ひし形で示された部分は、判断を伴うものである。



※市教育委員会から県教育委員会への報告は、「調査」「再調査」の各段階において適宜行うもの

(2) 重大事態（疑い含む）の発生報告について

重大事態（疑い含む）の発生報告については、「生命心身財産重大事態」と「不登校重大事態」では報告の時期が異なる。

「生命心身財産重大事態」については、学校は事案を認知した場合、速やかに教育委員会に報告をする。報告を受けた教育委員会は、学校に対し、指導・助言を行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家の派遣を行う。

なお、p 4「2 重大事態の判断について」の中でも触れているが、「重大な被害」であるか否かを学校のみで判断することなく、教育委員会に対して情報共有し、相談することが求められる。

「不登校重大事態」については、欠席が 30 日に達する前から、教育委員会に相談をしつつ、児童への聴き取りを始める。重大事態と判断した際には、判断した後 7 日以内に教育委員会を経由して地方公共団体の長に報告する。

報告する内容については、p 15 に示す【様式 1】「いじめの重大事態(疑い含む)発生報告書」を参考にする。この報告は法第 30 条第 1 項で義務付けられている。

(3) 調査の主体及び組織について

ア 調査の主体の判断

県教育委員会や市町村教育委員会など学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断する。調査の主体は学校か学校の設置者であり、特に次の場合は設置者自らが調査を行う。

- ・ 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合
(調査の主体について)
 - 生命心身財産重大事態・・・学校又は設置者
 - 不登校重大事態・・・原則学校が主体
 - 自殺が起きたときの基本調査・・・設置者の指導・支援のもと、学校が主体
 - 自殺が起きたときの詳細調査・・・特別の事情がない限り設置者が主体

イ 調査組織について

学校が主体となる調査組織

- ・ 既存の学校いじめ対策組織に第三者（弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するもの）を加えた組織
- ・ 学校が立ち上げた第三者による調査組織

(参考)◆外部専門家が参画した調査組織（第三者により構成される組織）◆

調査組織の構成については職能団体（弁護士会・臨床心理士会・医師会等）や学会等からの推薦により公平・中立を確保するように努める。

いじめに関する事実調査は、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことが求められる。そこで、事案によっては、上記のような外部専門家（いわゆる第三者委員会）による組織が調査を行う必要がある。

第三者委員会による調査は、学校において調査した結果を踏まえ、第三者の視点から更に詳細に調査すべき内容についての関係者への聴き取りや資料の分析などを行うこととする。

(4) 調査について

学校でいじめが発生した場合、学校いじめ対策委員会において、当該被害児童生徒への聴き取りや、アンケートの実施などにより、事実関係を明らかにし、当該事案への対応及び再発防止策の策定を行っていく。いじめの重大事態への対応でも同様のことが求められるが、特に重大事態への対応では、より詳細かつ慎重な対応が求められることになる。ここでは、重大事態に係る調査について以下のことをポイントにする。

ア 調査の趣旨
いじめの重大事態が発生した場合（発生の疑いを含む。）、学校及び学校の設置者である教育委員会は速やかに事実関係を明確にするため、また、同種の事態の再発防止につなげるために調査を行うこと。
イ 調査の主体
学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。 ただし、学校では、第三者委員会による調査が行われる場合でも、速やかに次のウの内容を調査しておく必要がある。
ウ 調査の内容
いつ、どこで、誰が、どのような行為を、誰に対して行ったか、その際の職員の対応 等 ※児童生徒・保護者、教職員等からの聴取等に基づき調査する。
エ 調査の方法・対象
事案によって、誰を対象とするのか、どのような方法で実施するのかについて十分に検討し、組織的に調査を行うことが求められる。 調査方法・・・①聴き取り、②アンケート、③各種記録 等 調査対象・・・①いじめの被害者・加害者、②他の児童生徒、③保護者、④教職員 等
オ 調査の留意点
・ いじめとの因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を明らかにする。 ・ <u>学校運営上の問題等についても事実にしっかりと向き合う姿勢で調査を実施する。</u> ・ <u>被害児童・保護者の心情に寄り添い、調査に対する意向を十分に汲み取りながら調査を実施する。</u> ・ <u>アンケートを実施する際は、そのアンケートが被害児童・保護者に提供される場合があることについて調査の対象者や保護者に理解を得る必要がある。</u>
カ 関係資料の保存について
・ 調査の記録及び資料等に関しては、その整理保管を確実に行うよう留意する必要がある。 ・ アンケートの原本等の一次資料・・・・・・・・最低でも当該児童生徒が卒業するまで保存 ・ アンケートや聴取記録等の二次資料及び調査報告書・・・・・・・・5年保存 ※これは、あくまで目安であり、学校の設置者と学校で協議し、具体的に各関係資料の保存期間を設定すること。また、記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上行うこと。

(5) 調査結果等の説明について

法第 28 条第 2 項により、いじめの重大事態の調査を行った場合、その結果等を当該調査に係る被害児童生徒及び保護者に対して適切に提供するものとされる。

その際の注意点を、以下のとおりとする。

- ・ 詳細な調査を実施していない段階で、「いじめはなかった」などと断定的に説明してはならないこと
- ・ 被害児童生徒・保護者の心情を害する言動は厳に慎むこと
- ・ 被害児童生徒・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築すること

重要

(具体的な説明事項・時期)

【調査実施前】

- ① 調査目的・目標
- ② 調査主体（組織の構成，人選）
- ③ 調査時期・期間（スケジュール，定期報告）
- ④ 調査事項（いじめの事実関係，学校の設置者及び学校の対応等）
- ⑤ 調査対象（聴き取り等をする児童・教職員の範囲）
- ⑥ 調査方法（アンケート調査の様式，聴き取りの方法，手順）
- ⑦ 調査結果の提供方針（被害者側，加害者側に対する提供等）

※加害児童及びその保護者に対しても説明を行うこと。

【調査中】

- ① 調査の進捗等の経過報告

【調査結果の報告】

- ① 各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って，情報提供及び説明を適切に実施
- ② 事前に説明した方針に沿って，被害児童・保護者に調査結果を説明
- ③ 加害者側への情報提供に係る方針について，被害児童・保護者に改めて確認後，加害者側に対する情報提供の実施

【所見の提出に関する説明】

地方公共団体の長に調査結果を報告する際，被害児童・保護者は，調査結果に係る所見をまとめた文書を添えることができることを説明

(6) 調査結果の報告について

調査結果については、国の定める「いじめの防止等のための基本的な方針」第24(1)ii)に次のように規定されている。調査報告書については、p20からの【様式】を用いる。必要に応じて、個々の事案の特性に合わせて項目を組み立てることも考えられる。

ii) 調査結果の提供及び報告
② 調査結果の報告
調査結果については、(略)公立学校に係る調査結果は当該地方公共団体の長に、(略)報告する。

ア 調査と報告書について

生命心身財産重大事態調査・・・ p21「生命心身財産重大事態調査(詳細調査)報告書」
不登校重大事態調査・・・ p22「不登校重大事態調査報告書」
自殺が起きたときの基本調査・・・ p20「基本調査報告書」
自殺が起きたときの詳細調査・・・ p21「生命心身財産重大事態調査(詳細調査)報告書」

イ 調査報告の流れについて

- ① 調査組織 ⇒ ② 設置者 ⇒ ③ 被害児童生徒及び保護者への情報提供・説明
⇒ ④ 地方公共団体の長 ⇒ ⑤ 公表

※ ただし、基本調査の報告の流れについては以下のとおり

- ① 学校 ⇒ ② 設置者

※背景にいじめが疑われる場合 ⇒ ③ 地方公共団体の長

(7) 調査結果の公表について

調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童・保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましいと判断する。

公表に際しては、被害児童・保護者に対し、公表の方針について説明し、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認することが求められる。

(8) 再調査について

学校又は設置者の調査結果及び再発防止策の報告を受けた首長が、更なる調査等が必要と認めたときは、地方公共団体の附属機関により、再調査をする。

この再調査の結果については、議会への報告が義務づけられている。(法第30条第3項)
(再調査を行う必要があると考えられる場合)

- ① 調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
- ② 事前に被害児童・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- ③ 学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ④ 調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

※ ただし、上記①～④の場合に、学校の設置者又は学校による重大事態の調査(当初の調査)の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。

(9) 関係機関との連携について

重大事態、特に生命心身財産重大事態の事案については、犯罪行為として取り扱われるべき事案も想定される。そのような事案においては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要となる。

いじめ事案への対応については、重大事態であるか否かにかかわらず、その解消に向けては、警察や児童相談所等の関係機関や、臨床心理士や弁護士などの専門家との連携が重要である。

(10) 自殺又は自殺が疑われる死亡事案への対応について

ア 初期対応について

児童生徒の死亡事案が発生した場合には、速やかな事実確認と遺族への丁寧な関わりと教育委員会への報告を、役割分担をしながら、同時に冷静に初期対応を行うことが大切となる。

(初期対応)	
速やかな事実確認	遺族への丁寧な関わり
教育委員会への発生報告	事案対応への役割分担

また、スクールカウンセラーによる学校緊急支援については、教育委員会と相談の上、支援を求める場合は、早急に県教育委員会に連絡する。

原因がいじめによるものか否かに関わらず、児童生徒の自殺については、背景調査指針に則って、以下の調査を行う必要がある。

イ 基本調査の実施について

死亡事案において、認知できた情報をもとに、自殺又は自殺が疑われる場合については、学校が基本調査（情報収集と整理）を必ず実施する。遺族との関わりについては、事案発生（認知）直後から無理に状況確認をするのではなく、遺族の心情に配慮し、今後の接触を可能とするような関係性を構築するよう努める。なお、自殺企図（実際に自殺をしようとしたこと）の場合であっても、再発防止の観点から、同様の対応が求められる。その際にも、当該児童や保護者に丁寧に関わり、その意向を十分に確認する。

基本調査の項目については、本マニュアル p20【様式2】「基本調査報告書」を、具体的な対応については、本マニュアル p18【チェックシート2】「自殺又は自殺が疑われる死亡事案への対応について」を参照する。

さらに、基本調査の過程において、背景にいじめが疑われる場合には、重大事態として扱い、調査を実施する。

ウ 外部への説明について

自殺事案において、その事実を他の児童をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族からの了解をとるよう努める。

遺族が自殺であると伝えることを了解されない場合、「事故死であった」「転校した」などと説明することは、学校が“嘘をつく”ことになり、児童や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行う必要がある。

保護者、記者会見など外部に説明する際は、その都度、説明内容を事前に遺族に伝える必要がある。その際、配布資料等、文書として外部に出す場合には、事前に文案の了解をとるよう努める。

エ 詳細調査について

詳細調査に移行するかどうかについては、設置者に判断してもらう。全ての事案について心理の専門家などを加えた調査組織で詳細調査を行うことが望まれる。これが難しい場合は、少なくとも次の場合には詳細調査に移行する。

- ・ 学校生活に関係する要素(いじめ, 体罰, 学業, 友人等)が背景に疑われる場合
- ・ 遺族の要望がある場合 ・その他必要な場合

この調査の目的については、以下の3点となっており、これは、重大事態の調査と趣旨や内容を異にするものではない。

- ・ 今後の自殺防止に活かすため
- ・ 遺族の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため
- ・ 子供と保護者(遺族以外)の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため

しかし、児童の自殺又は自殺が疑われる死亡事案への対応は、何よりも遺族や周囲の児童の心のケアを重視する必要がある、その調査に当たっては、迅速である一方、慎重な対応が求められる。

詳細調査の項目については、本マニュアル p21【様式3】「生命心身財産重大事態調査（詳細調査）報告書」を、具体的な対応については、本マニュアル p18【チェックシート2】「自殺又は自殺が疑われる死亡事案への対応について」を参照にする。

なお、自殺の背景にいじめが疑われる場合は、重大事態として対応することとなる。その場合、背景調査指針の基本調査及び詳細調査は、法第 28 条に基づく重大事態の調査に該当する。

4 再発防止に向けた取組について

学校は調査により明らかにされた事実¹に誠実に向き合い、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

また、全職員の共通理解の下、児童の安全を守ることを最優先としながら、事案の再発防止に向けた迅速な対応が求められる。

(1) 重大事態に至った状況の整理と再発防止策の検討

学校の設置者及び学校は、調査結果において認定された事実に基づき、共通理解の場を設定し、重大事態に至った状況の整理を行い、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の取組や対応について検証するとともに、必要な具体策について十分協議し、速やかに再発防止策を講じる必要がある。

(2) 学校のいじめ防止についての取組確認といじめ防止基本方針の見直し

学校は当該事案の再発防止策の策定と同時に、「これまで行ってきた学校のいじめの未然防止や早期発見の取組に問題がなかったか」、また「発生してしまったいじめを重大事態まで至らせないために不足している取組はないか」について協議し、新たな事案の未然防止に努めなければならない。

また協議で出された改善点については、学校のいじめ防止基本方針に盛り込み、全職員で共通理解することが重要である。

なお、学校のいじめ防止基本方針を改訂した場合は、教育委員会に報告する。

【様式1】

文書番号
令和 年 月 日

陸前高田市教育委員会教育長 殿

陸前高田市立広田小学校長 印

いじめの重大事態(疑い含む)発生報告書

1	重大事態(疑い含む)と認めた事由 (いじめ防止対策推進法による) ※28条第1項第1号(生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑い) ※28条第1項第2号(相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い) ※児童生徒・保護者から申し立てがあったとき	<input type="checkbox"/> 第28条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第28条第1項第2号 ○認めた事由 ・
2	いじめを受けたとされる児童	第 学年 組 (歳) 氏名 (性別) ※ 複数の場合は追記すること
3	いじめを行ったとされる児童	第 学年 組 (歳) 氏名 (性別) ※ 複数の場合は追記すること
4	いじめが行われたと疑われる時期	R〇.〇.〇〇~R〇.〇.〇〇
5	学校が本事案を認知した日	R〇.〇.〇〇
6	事案の内容	○発見のきっかけ ○いじめの態様等 ○現在の状況 【いじめを受けたとされる児童】 【いじめを行ったとされる児童】
7	学校の指導経過等	
8	いじめを受けたとされる児童・保護者の意向	

※ 市町村教育委員会記入欄

受付日(担当課:職氏名)	令和 年 月 日 (担当課:職氏名)
調査の主体	<input type="checkbox"/> 学校の設置者 <input type="checkbox"/> 学校

	対応の段階	チェック項目
【平時からの備え】		
1	学校の設置者及び学校の基本的姿勢 (p 2～)	<input type="checkbox"/> 基本的な姿勢を確認し、共通理解事項とする。 <input type="checkbox"/> 重大事態の定義と調査の目的を理解している。 <input type="checkbox"/> 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 学校いじめ対策組織やいじめ防止策は機能している。
【重大事態発生時及び初期対応】		
2	重大事態を把握する (p 4～) <ul style="list-style-type: none"> 該当するか否かを判断するのは、学校の設置者又は学校である。 <u>「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。</u> 	<input type="checkbox"/> 設置者と学校とが情報を共有する。 <input type="checkbox"/> 判断主体と判断の基準を明確にする。 <input type="checkbox"/> <u>被害児童生徒や保護者からの申立てがあった時は、必ず調査をする。</u> <input type="checkbox"/> 重大事態ととらえなかった場合は、判断根拠を市町村教育委員会から県教育委員会に報告する。
3	重大事態の発生報告 (p 6～) <ul style="list-style-type: none"> 学校は、速やかに設置者を通じて地方公共団体の長へ報告しなければならない。 市町村教育委員会は県教育委員会へ報告するものとする。 	<input type="checkbox"/> 判断後、直ちに報告する。 <input type="checkbox"/> 教育委員会は教育委員に説明する。 <input type="checkbox"/> 報告内容は【様式1】を参照 (例)・重大事態と認めた事由 <ul style="list-style-type: none"> 学校名 ・ 学年 ・ 氏名 ・ 性別 事案の内容 ・ 学校の指導経過
4	調査組織の設置 (p 8) <ul style="list-style-type: none"> 設置者は調査主体・組織を判断する。 公平性・中立性が確保された組織が、客観的な事実認定を行う。 	<input type="checkbox"/> 調査主体の決定 (設置者 or 学校) <input type="checkbox"/> 利害関係を有しない第三者の参加を図る。 <input type="checkbox"/> 学校は調査委員会の調査以前に、速やかに調査の準備を進める。 <input type="checkbox"/> 第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合について理解している。
【調査及び中期対応】		
5	被害者等への調査方針の説明 (p 10～) <ul style="list-style-type: none"> 「いじめはない」「学校に責任はない」等と断定的に説明してはならない。 対応の不備については速やかに説明と謝罪を行う。 被害者の心情を害する言動を慎む。 寄り添い、信頼関係を構築する。 	<input type="checkbox"/> 調査の目的・目標を説明する。 <input type="checkbox"/> 調査組織の構成(公平性)について説明する。 <input type="checkbox"/> 調査のスケジュールを示す。 <input type="checkbox"/> 調査の定期報告を行うことを説明する。 <input type="checkbox"/> 調査事項・対象・方法について説明する。 <input type="checkbox"/> 調査方法については、被害者等から要望を聞き取り、調整する。
6	調査の実施 (p 9～) <ul style="list-style-type: none"> アンケートの実施について説明する。 可能な限り速やかに実施する。 	<input type="checkbox"/> 文書管理規則等に基づき適切に保存する。 <input type="checkbox"/> 公平性・中立性が確保されている。 <input type="checkbox"/> 記録を被害者等に無断で廃棄しない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供した児童生徒を守ることを最優先にする。 ・ 調査の進捗等について被害児童生徒・保護者に経過報告を行う。 	<input type="checkbox"/> 被害者等に対して説明を拒むようなことがあってはならない。 <input type="checkbox"/> 関係資料の散逸防止に努める。
7	<p>調査結果の説明・公表（p 11～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長に報告する。 ・ 事前に示した方針に沿って被害児童生徒・保護者に調査結果を説明する。 	<input type="checkbox"/> 教育委員会会議で議題として取り扱い、総合教育会議においても議題として取り扱うことを検討する。 <input type="checkbox"/> 報告する際、被害者等は調査結果に係る所見を添えることができることを伝える。 <input type="checkbox"/> 調査結果は公表することが望ましい。 <input type="checkbox"/> 公表しない場合でも、再発防止に向け、他の児童生徒又は保護者に対して説明することを検討する。
8	<p>個人情報の保護（p 13）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護条例・情報公開条例等に従い、適切に判断する。 	<input type="checkbox"/> 個別の情報を開示するか否かは、条例等に照らして適切に判断する。 <input type="checkbox"/> 個人情報保護を盾に説明を怠らない。
【再発防止及び長期対応】		
9	<p>調査結果を踏まえた対応（p 14）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者の継続的なケアを行う。 ・ 再発防止策の検討を行う。 	<input type="checkbox"/> スクールカウンセラー等の専門家を活用する。 <input type="checkbox"/> 加害者に対していじめの非に気付かせる。 <input type="checkbox"/> 就学指定校変更等、弾力的な対応を検討する。
10	<p>地方公共団体の長等による再調査（p 14）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の長が、再調査が必要であると認めるときは、再調査を行うことができる。 ・ 当初調査の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。 	<input type="checkbox"/> 地方公共団体の長は、再調査を行う必要があるか判断する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査時に知り得なかった事実が判明した。 ・ 十分な調査が尽くされていない。 ・ 公平性・中立性について疑義がある。 <input type="checkbox"/> 再調査を行った場合には、その結果を議会に報告しなければならない。

【チェックシート2】自殺又は自殺が疑われる死亡事案への対応について

段階	場面	対応	備考
初期対応	事案発生	<input type="checkbox"/> 事実確認 <input type="checkbox"/> 救急等、事故への対応 <input type="checkbox"/> 対応組織(役割分担)の確認・招集	<input type="checkbox"/> 記録開始 <input type="checkbox"/> 「緊急対応の手引き」を必ず参照のこと
	発生報告	<input type="checkbox"/> 早急に第1報を作成・報告 (いつ、だれが、何を、どうなった) (現時点で確認した内容のみ報告) (事実と未確認を明確に分ける)	<input type="checkbox"/> 保護者に報告 (担当 日時) <input type="checkbox"/> 教育委員会に報告 (担当 日時)
	役割分担 (例)	<input type="checkbox"/> 教育委員会との連絡 <input type="checkbox"/> 遺族との連絡 <input type="checkbox"/> 記録担当 <input type="checkbox"/> ケア担当 <input type="checkbox"/> 報道・問い合わせ窓口 <input type="checkbox"/> 学年担当 <input type="checkbox"/> 情報集約担当 <input type="checkbox"/> 保護者担当	<input type="checkbox"/> 緊急対策本部の設置 <input type="checkbox"/> 必要な人員の要請 ○S C ○教育委員会職員
	遺族への 関わり	<input type="checkbox"/> 事実の伝達(第一報) <input type="checkbox"/> 遺族へのコンタクト <input type="checkbox"/> 事実の公表有無と範囲についての意向確認 ○公表の有無 ○友人 ○在校生 ○PTA役員 ○保護者 ○報道 <input type="checkbox"/> 伝え方についての確認 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹のケアについて <input type="checkbox"/> 葬儀等の意向確認	※遺族の意向を最優先に ※丁寧に、悲しみに寄り添う姿勢 ※公表に係る意向確認をするタイミングについて十分留意 (担当) <input type="checkbox"/> 葬儀等引率計画 (マナー指導等) <input type="checkbox"/> 葬儀等のお知らせ
三日以内	基本調査 (必須) (即日開始)	<input type="checkbox"/> 遺族との関わり・関係機関との協力 <input type="checkbox"/> 指導記録等の確認 <input type="checkbox"/> 全教職員からの聴き取り(3日以内) <input type="checkbox"/> 関係の深い子供への聴き取り(制約を伴う)	<input type="checkbox"/> 調査主体は学校 <input type="checkbox"/> 設置者の指導・支援
	情報の整理	<input type="checkbox"/> 時系列整理 <input type="checkbox"/> 種類別整理 <input type="checkbox"/> 設置者への報告	<input type="checkbox"/> いじめが背景に疑われる場合には重大事態の対応となる。
一週間以内	遺族への 関わり	<input type="checkbox"/> 基本調査の経過及び整理した情報等の遺族への説明 <input type="checkbox"/> 安易に因果関係に言及すべきでない <input type="checkbox"/> 詳細調査についての学校及び設置者の考えを伝えて、遺族の意向を確認 <input type="checkbox"/> 今後の連絡者、頻度、訪問等についての意向確認	<input type="checkbox"/> 断定的な説明はできない <input type="checkbox"/> 信頼関係を構築する関わり方

中期対応	詳細調査への移行の判断	<input type="checkbox"/> 設置者が判断する <input type="checkbox"/> 少なくとも次の場合には移行 ○学校生活に関係する要素（いじめ、体罰、学業、友人等）が背景に疑われる。 ○遺族の要望がある。 ○その他の必要性	<input type="checkbox"/> 第三者機関や外部専門家へ意見を求める姿勢 <input type="checkbox"/> 遺族がこれ以上の調査を望まない場合でも、改めて遺族に詳細調査を提案することも考えられる。
	情報について	<input type="checkbox"/> 警察発表内容の確認 <input type="checkbox"/> 公表できる内容の整理 <input type="checkbox"/> 問い合わせ窓口、報道対応窓口の明確化 <input type="checkbox"/> 記者会見への判断 <input type="checkbox"/> 説明内容の遺族への確認	<input type="checkbox"/> 取材多数ならば記者会見 <input type="checkbox"/> 記者会見等への準備開始 <input type="checkbox"/> 想定問答の準備（遺族に確認）
	周囲への説明	<input type="checkbox"/> PTA役員との協議 <input type="checkbox"/> 保護者会開催の判断 <input type="checkbox"/> 全校集会開催の判断 <input type="checkbox"/> 学校活動（登校、授業、行事）に係る判断	<input type="checkbox"/> 想定問答の準備（遺族に確認）
長期的対応及び詳細調査の実施	心のケア	<input type="checkbox"/> スクールカウンセラーの要請 <input type="checkbox"/> 配慮が必要なケースのリストアップ ○遺族 ○児童生徒 ○兄弟姉妹（他校種もあり得る） <input type="checkbox"/> ケアの目標と計画の設定	<input type="checkbox"/> 卒業式等の節目や命日等への対応を視野に入れ、長期的なケアを心がける。
	遺族への関わり	<input type="checkbox"/> 遺品等の返却についての相談 <input type="checkbox"/> 法要、訪問等の確認	<input type="checkbox"/> 信頼関係を構築する関わり方
	詳細調査	<input type="checkbox"/> 調査組織の設置 <input type="checkbox"/> 計画と実施 ①基本調査の確認 ②学校以外の関係機関への聴き取り ③状況に応じ、子供に自殺の事実を伝えて行う調査 ○アンケート調査 ○聴き取り調査 ④遺族からの聴き取り など	<input type="checkbox"/> 組織の構成は、弁護士、心理の専門家等を加えた調査組織となる。

※ 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を基に作成

※ 自殺企図であっても、再発防止の観点から、同様の対応となることに留意

陸前高田市教育委員会教育長 殿

陸前高田市立広田小学校長 印

基本調査報告書

1 事故の概要

- ・ 児童生徒基礎データ（学校名・氏名・学年・学級・性別・年齢等）
- ・ 事故の経緯（発生日時・場所・事故の概要）

2 調査内容（発生したその日から開始）

- ・ 全職員からの聴き取り結果（児童生徒に関する情報の収集を3日以内に終了）
- ・ 遺族面談内容（公表についての意向，学校への要望等）
- ・ 関係児童生徒からの聴き取り結果（状況に応じて）

3 関係資料の収集

- ・ いじめに関するアンケート，生活に関するアンケート等
 - ・ 児童生徒個票
 - ・ 指導要録，健康診断表，出席簿等
 - ・ 学級日誌，作文，掲示物，生活記録ノートなど学校にある児童生徒の記録
 - ・ その他学校での生活の様子が分かるもの
- ※得られた情報の範囲内で，情報を時系列にまとめるなどして整理し，設置者に報告
- ※学校及び設置者は，適切に遺族に説明（断定的な説明はできないことに留意）
- ※設置者は，基本調査の報告を受け，詳細調査に移行するかどうかを判断
- ※いじめが背景に疑われる場合は，いじめ防止対策推進法に基づく重大事態として扱い，地方公共団体の長等への報告が必要

※ 自殺企図であっても，再発防止の観点から，同様の調査をすることに留意

地方公共団体の長 殿

陸前高田市教育委員会教育長 印

生命心身財産重大事態調査(詳細調査)報告書

1 はじめに

2 対象児童生徒

(学校名)

(氏名)

(学年・学級・性別・年齢等)

3 調査の概要

(調査期間)

(調査組織及び構成員)

(調査方法)

4 調査内容

① 行為Aについて

② 行為Bについて

③ 行為Cについて

※ 対象児童生徒・保護者、教職員、関係する児童生徒・保護者からの聴取等に基づき、いつ、どこで、誰が、どのような行為を、誰に対して行ったとの事実を確定したかを根拠とともに時系列で記載。

※ 学校の対応や指導についても時系列で記載。

④ その他

5 分析評価

・調査により明らかになった事実

・事故、自殺に至る過程

・再発防止・自殺予防の課題

6 まとめ

7 おわりに

※ 個々の事案の特性に合わせて項目を組み立てることが必要

※ 報告書に何をどこまで記載するのかと、誰に何を(報告書か概要版か)どのような方法で公表するのかとは密接に関係するため、調査主体と協議して調査組織にて判断

陸前高田市教育委員会教育長 殿

陸前高田市立広田小学校長 印

不登校重大事態調査報告書

1 対象児童生徒

(学校名)

(氏名)

(学年・学級・性別・年齢等)

2 欠席期間・対象児童生徒の状況

3 調査の概要

(調査期間)

(調査組織及び構成員)

(調査方法)

(外部専門家が調査に参加した場合は当該専門家の属性)

4 調査内容

① 行為Aについて

② 行為Bについて

③ 行為Cについて

※ 対象児童生徒・保護者、教職員、関係する児童生徒・保護者からの聴取等に基づき、いつ、どこで、誰が、どのような行為を、誰に対して行ったとの事実を確定したかを根拠とともに時系列で記載。

※ 対象児童生徒への聴取を申し入れたものの、実施できなかった場合は、その旨を書面上明示。

※ 学校の対応や指導についても時系列で記載。

④ その他（家庭環境等）

⑤ 調査結果のまとめ（いじめに当たるかどうか、調査組織の所見含む）

5 今後の対象児童生徒及び関係する児童生徒への支援方策

6 今後の当該学校におけるいじめ・不登校対策に関する校長（又は設置者）の所見

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要



文部科学省

背景

・平成29年3月に学校の設置者及び学校（以下「学校等」という。）におけるいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に則した適切な調査の実施に資するためガイドラインを作成

・重大事態の発生件数は、令和4年度に過去最多。法の施行から10年が経過したが、平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、この度、ガイドラインを改訂。

⇒今回の改訂により、**重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化。**円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促す。

○重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えを記載【第2章】

・全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとるよう必要な取組を記載

○学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記【第3章】

・重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であることを明記

○児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について追記【第4章】

・児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載

○第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示【第6章】

・自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載

○（加害児童生徒を含む）児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に記載【第7章】

・調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう事前説明の手順、説明事項を詳細に記載

○重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化【第8章】

・標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たった際の留意事項（聴き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロワー等）を記載

・調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記

（その他） ・ 調査の目的を明確化するとともに、各章において、記載の内容の見直し・充実を実施

・ 重大事態対応におけるチェックリストを作成

・ 「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）」の内容も本ガイドラインに盛り込み、一本化